

大分労発基発1209第6号
令和7年12月9日

別記の団体の長 殿

大分労働局長
(公印省略)

第2回化学物質管理強調月間の実施について（要請）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設し、主唱しております。

本強調月間は、別添の「第2回化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和8年2月1日から2月28日までを化学物質管理強調月間として、

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行います。

つきましては、この強調月間の趣旨を御理解の上、より一層の化学物質管理活動を開いていただきますよう、傘下会員事業場等に対する周知等に格段の御協力を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

併せて、「第2回化学物質管理強調月間実施要綱」に定められた事項が円滑に実施されるよう、裏面の関係機関等のホームページ及び別紙「日常の化学物質管理の総点検表」の活用につきましても、周知・啓発していただければ幸いです。

(関係機関等ホームページ)

○ 厚生労働省（新たな化学物質規制）

[化学物質による労働災害防止のための新たな規制について | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

[/bunya/0000099121_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)



○ 大分労働局（化学物質対策特設サイト）

[化学物質対策特設ページ](https://jsite.mhlw.go.jp/oita-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/kagaku2025.html)

[https://jsite.mhlw.go.jp/oita-rooudoukyoku/hourei](https://jsite.mhlw.go.jp/oita-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/kagaku2025.html)



○ 中央労働災害防止協会（化学物質管理強調月間）

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>



○ 職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」

（独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所）

<https://cheminfo.johas.go.jp/>



○ 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課）

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



別記（115団体等）

建設業労働災害防止協会 大分県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大分県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 大分県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大分支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 津久見支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 佐伯支部
(公社) 建設荷役車両安全技術協会 大分県支部
(一社) 大分県労働基準協会
(独) 労働者健康安全機構 大分産業保健総合支援センター
(一社) 大分県建設業協会
大分県建造物解体工事業協同組合
大分県管工事協同組合連合会
大分県電気工事業工業組合
大分県屋根工事業協同組合
大分県左官業組合連合会
協同組合大分県塗装防水仕上工業会
(一社) 大分県鳶工業連合会
大分県建設型枠工事業協同組合
大分県道路舗装協会
大分県アスファルト合材協会
全国造船安全衛生対策推進本部 九州・山口総支部大分支部
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 大分支部
大分県社会保険労務士会
(一社) 大分県警備業協会
(一社) 大分県産業資源循環協会
大分製鐵所 大協会
(公社) 日本作業環境測定協会 九州支部大分会
大分県中小企業団体中央会
大分県商工会議所連合会
大分県商工会連合会
大分県経営者協会
大分経済同友会
日本労働組合総連合 大分県連合会
UAゼンセン 大分県支部
大分市工業連合会
大分県木材協同組合連合会
大分県自動車車体整備協同組合

(一社) 大分県自動車整備振興会
(一社) 日本碎石協会大分県支部
大分県コンクリート製品協同組合
大分県生コンクリート工業組合
協同組合大分県鉄構工業会
大分県森林組合連合会
大分県味噌醤油工業協同組合
大分県漁業協同組合
(一社) 大分県工業連合会
大分県農業協同組合中央会
大分県金属工業団地協同組合
日田家具工業会
(一社) 大分県バス協会
(一社) 大分県タクシー協会
(公社) 大分県トラック協会
日本自動車販売協会連合会 大分県支部
大分合同新聞プレスセンター協同組合
(一社) 大分県銀行協会
大分県飲食業生活衛生同業組合
(福) 大分県社会福祉協議会
(公社) 日本認知症グループホーム協会 大分支部
(公社) 大分県老人保健施設協会
大分県ホームヘルパー協議会
(一社) 大分県介護福祉士会
(公財) 介護労働安定センター 大分支部
大分県就労支援事業所協議会
大分県保育連合会
(一社) 大分県ビルメンテナンス協会
(一社) 大分県医師会
(一社) 大分県歯科医師会
大分県石油商業組合
大分県クリーニング生活衛生同業組合
大分県旅館ホテル生活衛生同業組合
大分商工会議所
別府商工会議所
中津商工会議所
佐伯商工会議所
日田商工会議所
臼杵商工会議所

津久見商工会議所
宇佐商工会議所
豊後高田商工会議所
竹田商工会議所
中津市しもげ商工会
宇佐両院商工会
西国東商工会
姫島村商工会
国東市商工会
杵築市商工会
日出町商工会
日田地区商工会
玖珠町商工会
九重町商工会
由布市商工会
野津原町商工会
九州アルプス商工会
豊後大野市商工会
野津町商工会
佐伯市番匠商工会
佐伯市あまべ商工会
(一社) 大分県医師会
豊後高田市医師会
国東市医師会
速見杵築市医師会
大分都市医師会
大分東医師会
佐伯市医師会
豊後大野市医師会
竹田市医師会
玖珠郡医師会
日田市医師会
宇佐市医師会
大分市医師会
別府市医師会
中津市医師会
津久見市医師会
臼杵市医師会

第2回化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講すべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することに

より、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2. 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(オ) 雑誌等を通じた広報

(カ) 事業者の実施事項についての指導援助

(キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
 - (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
 - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
 - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
 - f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
 - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であるこ

とを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

- j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
- k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底

l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



日常の化学物質管理の総点検表

2月は「化学物質管理強調月間」です～慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方～
 ✓ がつかない場合は、解説 やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。</p> <p>令和9年4月1に約150物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。</p>	
<small>R7,R8 追加分</small>	
<small>R9 追加分</small>	
<p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo.2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p>	
<p>③ RAを実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</p> <p>Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</p>	
<p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。</p> <p>次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、□に✓をつけてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種・作業別マニュアル ・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル 	
<small>業種・作業別マニュアル</small>	
<small>建設業の業種・作業別マニュアル</small>	

<p>④ R A の結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 法令に講すべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</p> <p>Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</p>	
<p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>⑤ 安全データシート (S D S) とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を取り扱う労働者が常時 S D S を確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q15-1 入手した SDS を労働者に周知しなければならないか。</p> <p>Q15-2 ラベルや SDS の記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</p>	
<p>⑥ (保護具を使用している場合)</p> <p>保護具着用管理責任者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下の Q&A の 11 ページ以降に記載の No. 2-2-1, 2-2-2 をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q&A</p>	
<p>⑦ (化学物質の譲渡・提供を行っている場合)</p> <p>ラベル表示を行い、S D S 等による通知を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方に S D S の交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q13-1 SDS はいつ交付しなければならないのか。</p> <p>Q13-2 ホームページで SDS を提供しても良いか。</p>	

大分労基発 1203 第 2 号
令和 7 年 12 月 3 日

関係団体の長 殿

大分労働局労働基準部長

第 2 回化学物質管理強調月間等説明会の開催について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第 2 回目の化学物質管理強調月間が「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」をスローガンとし、全国一斉に展開することとなりました。

そこで、大分労働局では本強調月間の実施要綱に定められた事項が適切に講じられるよう周知を図るため、オンライン説明会を下記のとおり開催することとしました。

つきましては、多くの方の御参加御視聴をいただきたく、傘下会員事業場、関係者等へ、本説明会の開催に関する周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参加に当たっては、下記受付サイトから事前に申し込みでいただく必要があることにご注意ください。

記

1 日 時 令和 8 年 2 月 6 日 (金) 14 時～15 時

2 説明会の内容

- (1) 第 2 回化学物質管理強調月間の実施要綱及び化学物質管理活動について
- (2) 改正労働安全衛生法等について (ストレスチェック制度、高年齢者対策など)

3 事前申し込み先

労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト

厚生労働省 説明会 受付



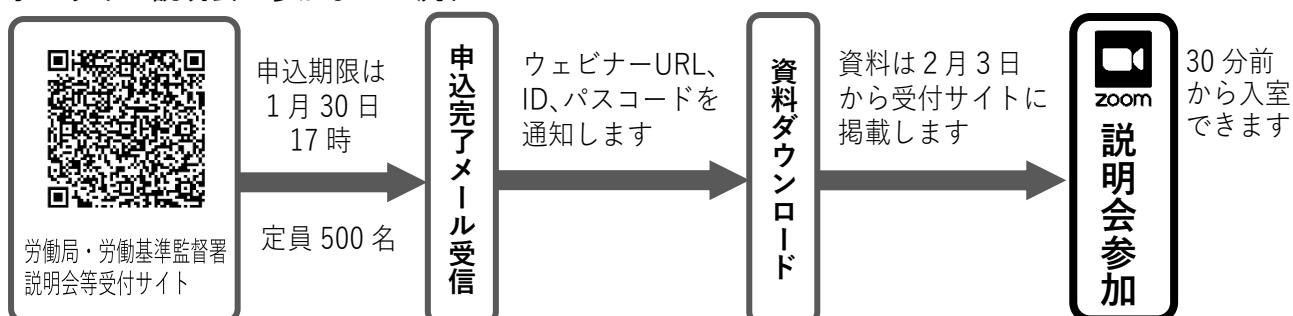
説明会番号 144-000-0005 申込期限 令和 8 年 1 月 30 日 17 時 定員 500 名

4 注意事項

- (1) 説明会に参加するにはインターネット環境が必要です。説明会を視聴する端末に Zoom アプリをインストールしてください。
- (2) Zoom のウェビナー URL、ウェビナー ID、パスコードは、受付サイトからの申込完了メールで通知します。
- (3) 説明会資料は、2 月 3 日以降に受付サイトに掲載します。あらかじめダウンロードしてお手元にご準備ください。
- (4) 説明会当日、Zoom へ参加する際の名前欄には受付サイトから通知された受付番号の「下 4 衍」又は「会社名」を入力してください。

【問い合わせ先】大分労働局 労働基準部 健康安全課 ☎ 097-536-3213

オンライン説明会 参加までの流れ



第2回 化学物質管理強調月間実施要綱

1 趣旨

国内で輸入、輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」



2 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

3 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 實施者

各事業者

4 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発

活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(オ) 雑誌等を通じた広報

(カ) 事業者の実施事項についての指導援助

(キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 實施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るために、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

(ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携

(イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等

a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認

b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施

c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用

d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議

e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存

f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認

h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知

i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施

k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底

l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

③ スローガン等の掲示

④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施